

日米協議の合意の概要

平成 25 年 4 月 12 日
内閣官房 TPP 政府対策本部

- 1 日本が他の交渉参加国とともに、「TPP の輪郭」において示された包括的で高い水準の協定を達成していくことを確認するとともに、日米両国が経済成長促進、二国間貿易拡大、及び法の支配を更に強化するため、共に取り組んでいくこととなった。
- 2 この目的のため、日米間で TPP 交渉と並行して非関税措置に取り組むことを決定。
対象分野: 保険, 透明性／貿易円滑化, 投資, 規格・基準, 衛生植物検疫措置¹ 等
- 3 また、米国が長期にわたり懸念を継続して表明してきた自動車分野の貿易に関し、
(1) TPP 交渉と並行して自動車貿易に関する交渉を行うことを決定。
対象事項: 透明性, 流通, 基準, 環境対応車／新技術搭載車, 財政上のインセンティブ 等

(2) TPP の市場アクセス交渉を行う中で、米国の自動車関税が TPP 交渉における最も長い段階的な引下げ期間によって撤廃され、かつ、最大限に後ろ倒しされること、及び、この扱いは米韓 FTA における米国の自動車関税の取り扱いを実質的に上回るものとなることを確認。
- 4 日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品といった二国間貿易上のセンシティブリティが両国にあることを認識しつつ、TPP におけるルール作り及び市場アクセス交渉において緊密に共に取り組むことで一致。以上

¹日本及び米国は、世界貿易機関(WTO)の衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)に基づいて並行二国間交渉の中で衛生植物検疫措置に関する事項について共に取り組む。